

今後の総合評価落札方式のあり方

総合評価落札方式の経緯

導入期

- H12年通達「総合評価の実施に伴う手続きについて」
- VFMの尊重－評価の難しさ

普及期

- H17品確法成立を踏まえた一般化
→ ほぼ全ての工事に適用
- 手続きの省力化(履行能力確認のみの簡易型の設定)
- 高度技術への対応(工事目的物の改変も対象とできる「高度技術提案方式」)

変革期

- ダンピング対策としての施工体制確認型の導入(H22)
- 二極化(技術提案評価型－施工能力評価型)H25～
- H26改正品確法－技術提案価格交渉方式の導入

二極化後の状況

1. 二極化の概要

タイプ	対象・概要	目的・意義
技術提案評価型	技術的工夫の余地が大きい工事に適用 A型(技術提案に基づく予定価格)とS型(標準案に基づく予定価格)に二分	高度な施工技術や工夫により工事の品質向上を期待 民間企業の技術開発・技術者育成の促進につながることを期待
施工能力評価型	技術的工夫の余地が少ない工事に適用	技術的に必要な水準に達しない者を排除しつつ、効率的に落札者を選定

2. 課題

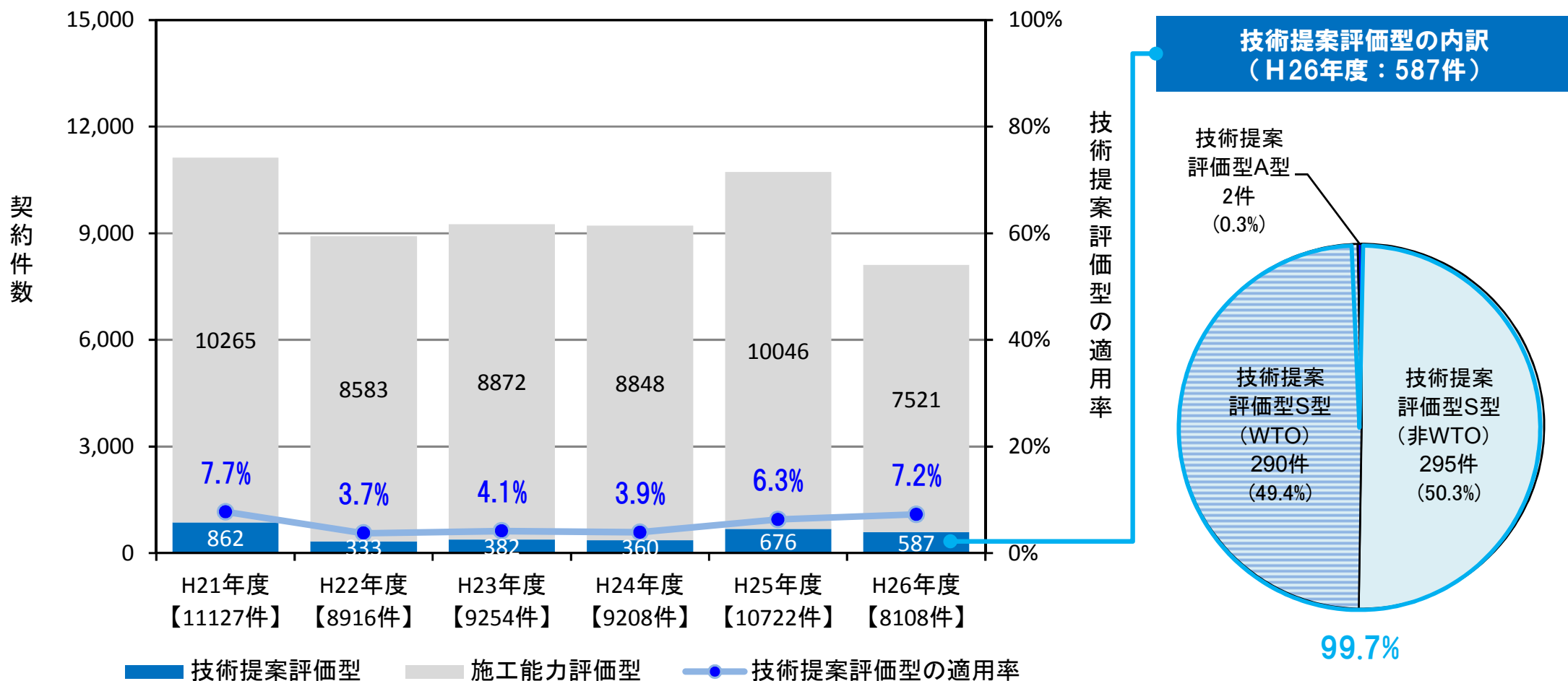
技術提案評価型S型において、技術評価点の差が狭まっている状況がみられ、結果として、期待された効果が得られていないのではないかと考えられます。

3. 検討の方向性

- (1) S型適用工事の中にも、施工能力評価型でより効率的に手続きを実施すべきものがあるのではないかと考えられます。
- (2) 民間技術の活用、技術開発の促進という技術提案評価型の意義を実現するために、どのような方策があるかと考えられます。

技術提案評価型の発注件数

技術提案評価型の発注件数は600件前後、総合評価落札方式適用工事全件の6～7%となっている。その内訳は、「技術提案評価型S型」が99.7%を占め、平成26年度における「技術提案評価型A型」の適用は2件のみである。

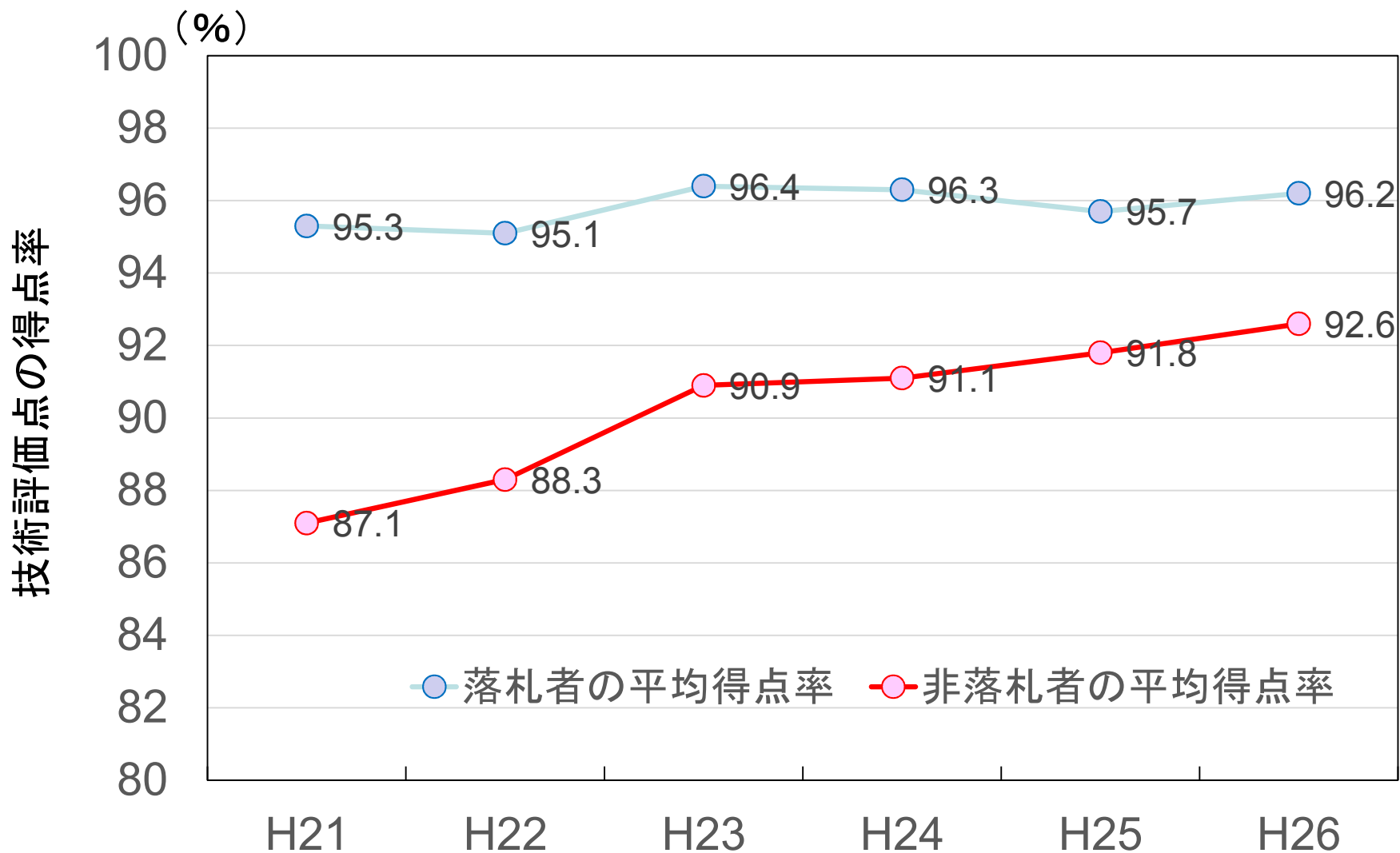


注1) 8地方整備局の総合評価落札方式適用工事を対象(港湾・空港関係工事を含む)。

注2) 「技術提案評価型」には、「標準Ⅰ型」及び「高度技術提案型」を含む。また、「施工能力評価型」には、「簡易型」及び「標準Ⅱ型」を含む。

技術提案評価型S型の技術評価点の推移

WTO技術提案評価型S型では、落札者と非落札者の技術点差は経年的に縮小傾向にある



注1) 8地方整備局の工事を対象(港湾・空港関係工事を除く)。

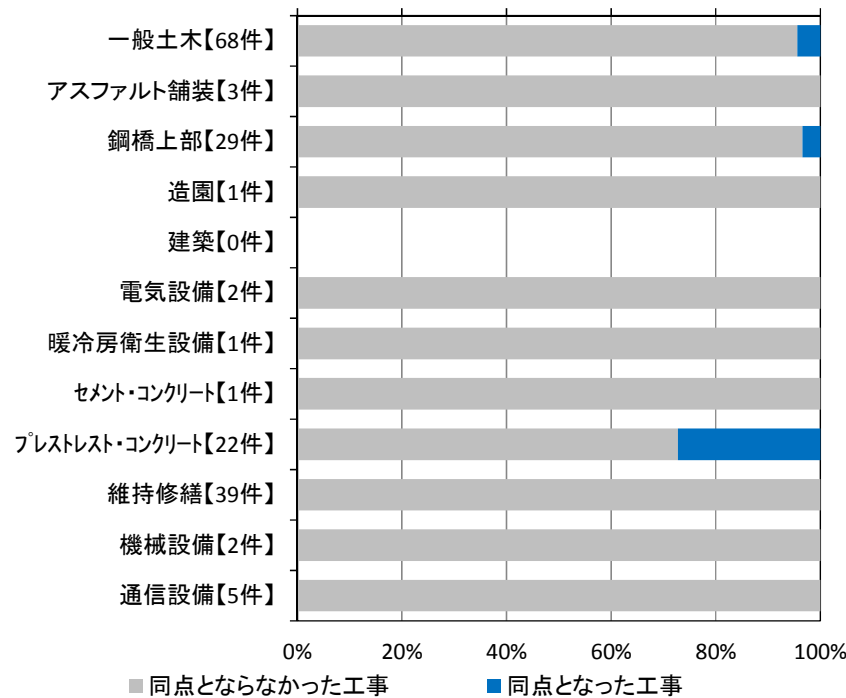
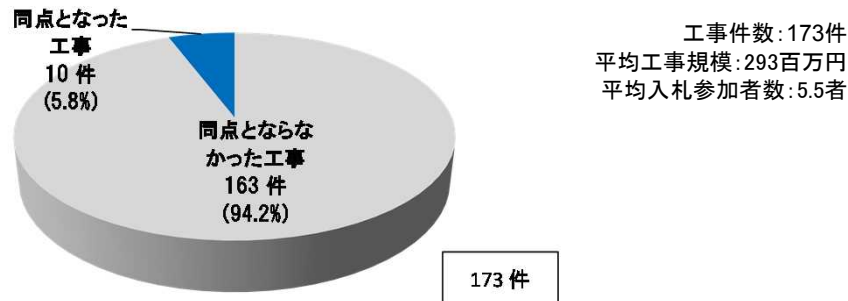
注2) 「WTO技術提案評価型S型」はWTO標準型を含む。

注3) 非落札者の平均得点率は、予定価格内入札者を対象に算出。

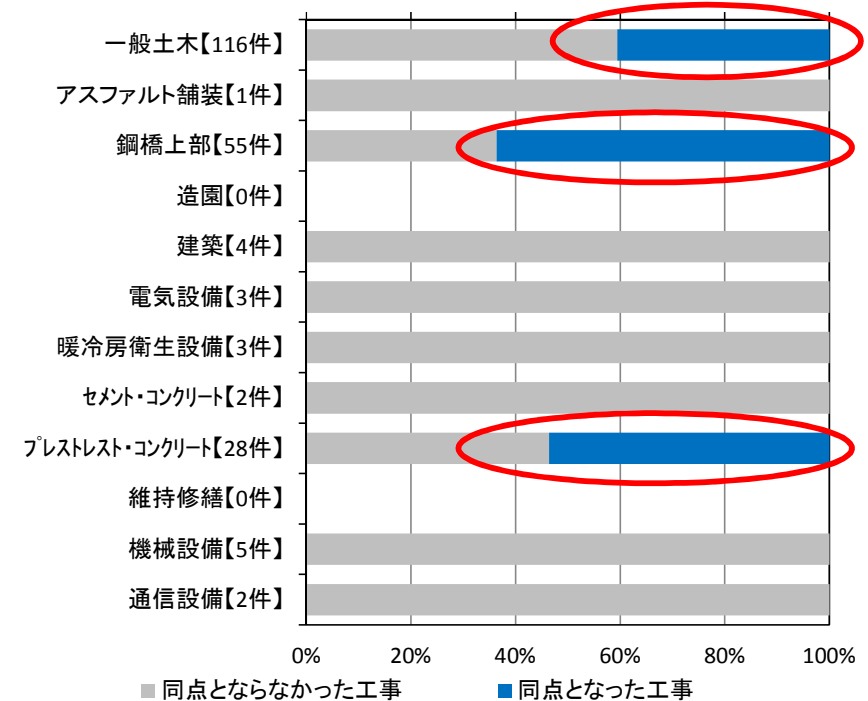
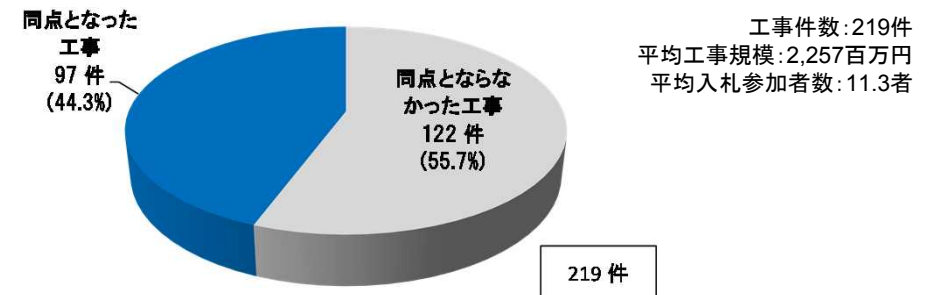
技術提案評価型S型の技術点(工種別)①

規模が大きいWTO工事では1位同点の割合が高い
特に、トンネル、鋼橋上部、PC工事において1位同点が多い傾向にある

技術提案評価型S型（非WTO）



技術提案評価型S型（WTO）



注1) 8地方整備局の平成26年度契約工事を対象(港湾空港関係工事を除く)。

注2) 1位同点は、無効・辞退等及び予定価格超過者を除き判定。

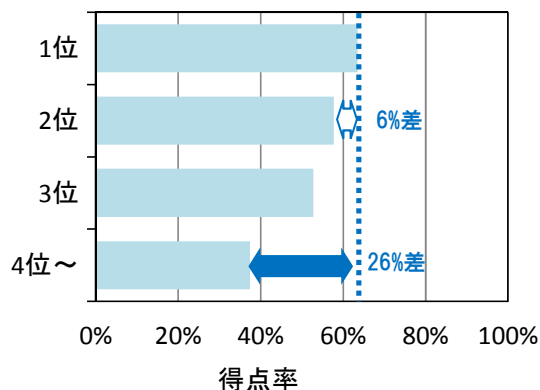
技術提案評価型S型の技術点(工種別)②

「技術提案」の得点差の状況(工種別)

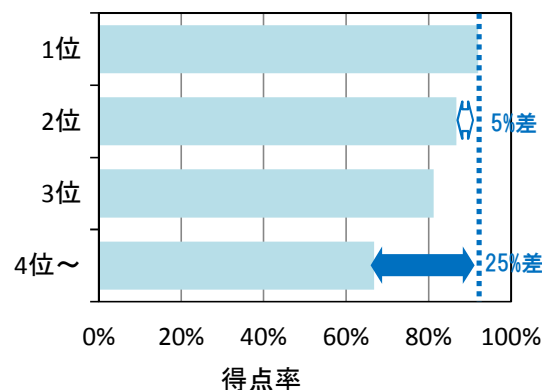
・「堤防・護岸」、「鋼橋上部」等の工事で、「技術提案」の得点の上位と下位の差が大きい傾向

「1位と4位以下」の得点差が**大きい**工種

堤防・護岸【22件】

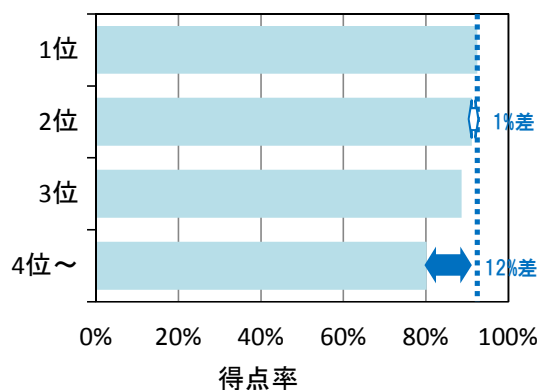


鋼橋上部【88件】

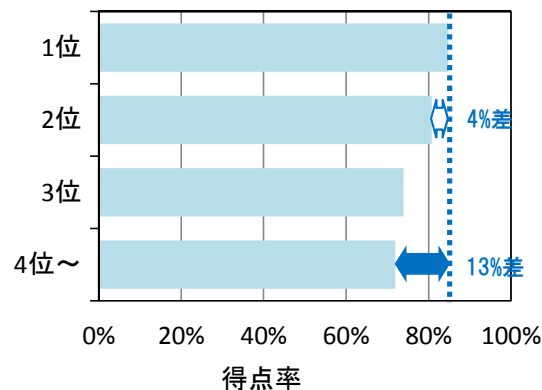


「1位と4位以下」の得点差が**小さい**工種

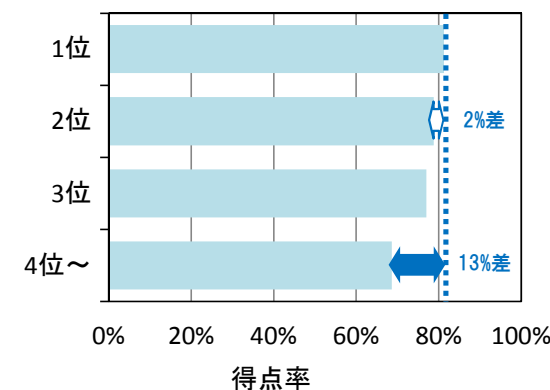
トンネル【44件】



橋梁下部【35件】

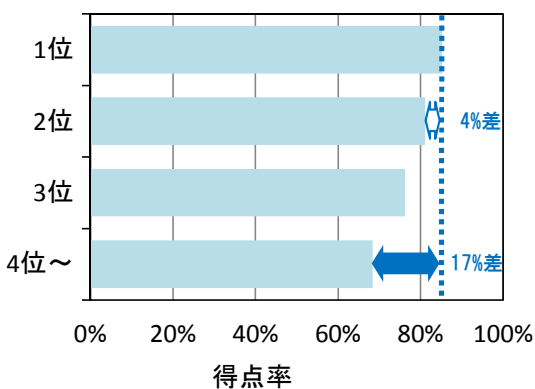


PC【50件】



全工種

全工種【294件】



: 1位と2位の差
 : 1位と4位以下の平均の差

注1) 10地方整備局等における平成26年度契約工事のうち、技術提案評価型S型適用工事(予定価格内入札者数が3者以上の工事)を対象に整理(港湾空港関係工事は除く)

注2) 主要工事種別(一般土木、鋼橋上部、PC)を対象に整理し、「一般土木」については細分類。

技術提案評価の状況

- 技術提案評価型S型では、標準設計の変更を伴わない範囲での提案を求めるため、自ずから提案内容が限定され、技術的に有意な差を得る余地は少ない
- 標準設計を超える提案によって工事品質を高める可能性が失われている

評価しない提案内容の例

① 工事に共通して評価しない事項の例

- ✓ **他機関及び他の工事との協議・調整が必要となる提案、またはおそれがある提案**は原則認めない。
- ✓ **構造物の形状変更や再度構造計算を要する提案**は原則認めない。
- ✓ **施工時期・施工時間帯の変更により実施不可能となる提案**ものは原則認めない。

② 個別工事・工種毎に、オーバースペックとして評価しない事項の例

- ✓ **同一の部位において、同一の目的で使用する材料の併用**や複数の提案

【具体例】トンネル工事における養生のための設備と材料の併用に過剰な費用を要す提案 等

- ✓ 要求水準に対し、**過剰な品質・性能を実現する設計図書**や**示方書等の規定を超えた高価な材料の使用**など、使用する必要性が低いと判断される提案

【具体例】鋼橋上部工事における上部工鋼材全面にわたる塗装等の追加に過剰な費用を要す提案 等

- ✓ **工法変更、機械設備の設置、専任の作業員の配置等**、過度にコスト負担を要する提案
- ✓ 主要材料の**材質変更**や、**支承の変更**、**塗装仕様の変更**、**管理基準の厳格化に係る提案**は評価の対象としない。

評価結果の客観性確保の取組

① 技術提案の採否の通知

- ✓ 各入札参加者から提出された技術提案等のうち、項目ごとに**加算点を付与する対象か否かを当該技術提案等を提出した入札参加者に通知**

<入札結果の公表例>

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考	評価点の内訳								
					標準点	評価点			施工体制評価点			合計	
					施工計画(周辺環境に配慮した具体的な施工計画について)	企業の信頼性・施工能力	企業の信頼性・社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	小計		
A社	¥340,000,000	155	45,588		100	15	8	2	25	15	15	30	155
B社	¥336,000,000	172	51,190		100	30	10	2	42	15	15	30	172
C社	¥332,000,000	158	47,590		100	15	11	2	28	15	15	30	158
D社	¥333,000,000	174	52,252	落札	100	30	14	0	44	15	15	30	174

【具体的な評価内容の通知例】

技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフットを作成して工事説明を行う	—
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	—
・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

【凡例】○: 加点対象として評価する
—: 加点対象として評価しない

技術提案評価型S型に関するヒアリング

受発注者へのヒアリング

区分	具体的意見
発注者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高い技術力を持った業者が同点になるのは良いのでは。無理に差をつける必要はないと思う。 ◆ コンクリート構造物に関しては1位同点者が増えてきており、現場に合わせた新たな視点を取り入れる事も検討している。 ◆ 自由提案を求めると、競争参加者の提案がばらつき点差は生じるが、より審査・評価に手間が掛かる。 ◆ 一度評価された技術は、繰り返し提案されることがある。
受注者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各社の提案内容に技術力の差はあまりないと考えている。 ◆ 点数が高い企業は、ある水準以上の技術力を持っている企業であり、1位同点者が増えても良いのではないか。 ◆ 「品質」のテーマは満点が多く、「安全・環境」のテーマで差がついていると感じる。 ◆ 1テーマ当たりの提案数に制限が無い場合は、オーバースペックに留意しつつも提案数が増えるため、コストは更にかかることになる。

技術提案評価型S型について

技術提案評価型S型について、

- 技術提案A型(さらに技術提案・交渉方式)や施工能力評価型を選択しやすくすることにより、効率的で技術的にも優れた調達が可能になるのではないか。
- 特に技術提案評価型A型については、適用件数が少なく、課題も指摘されていることから、より適用しやすい改善が必要ではないか。

○今後の検討項目(案)

- ・各タイプにおける適用すべき工事内容
技術提案評価型A型、技術提案・交渉方式、施工能力評価型
- ・各タイプにおける課題整理
技術提案評価型A型(手続き期間、事務手続き負担等)
(技術提案・交渉方式(手続の進め方、評価項目等))
- ・WTO対象工事における施工能力評価型適用の可能性
(工事内容等の観点からの適用の妥当性、内外無差別の原則に則った適切な評価項目等)

技術提案評価型A型の現状と課題

1. 事務負担

- 手続きが多いため(ヒアリング・技術対話等)、他のタイプに比べて時間と労力を費やす
- 計3回(公告前、提案者毎、予定価格策定時)積算を行う必要がある

2. 手続き期間

- 別途工事毎に委員会を立ち上げる必要があり、手続き期間が長期となる
- 材料費の調査等があることから、現状では積算期間の短縮は不可能
- 受注者側では配置予定技術者の保留が長引く等の懸念

3. 提案内容、審査・評価

- 評価者が詳細設計・対外協議内容を熟知する必要(技術提案では良い事しか書かない)
- A型は、S型よりも更にオーバースペックの懸念が大きい

4. その他の現状・課題

- 技術評価点の最も高い技術提案に基づき、調査基準価格を設定するため、低入札が頻発
- 現状の工事内容ではA型を適用すべき(民間の技術力を求める)案件が少ない



技術向上提案付加型（指定テーマ＋技術向上提案）の試行

■発注工事の設計に関して、品質や機能の向上に資する技術を、施工者の視点から提案していただく。（技術向上提案）

この提案は、設計変更を伴うことから、履行義務を課さず、着目された技術力を評価する。

（なお、従来の施工上の技術に係る指定テーマでの提案についても求め、履行義務を課す）

当該提案技術の実施にあたっては、契約後に第三者委員会に諮り決定する。

・指定テーマは、工事内容に応じて1～2テーマを設定し、指定テーマに対する技術提案は、各テーマ毎に最大5つとする。（従来と同じ）

・技術向上提案は発注者が示す「項目」について、技術向上の観点から企業独自の提案事項と対策案（概算費用含む）を提案する。

- ⇒「項目」：
- ①施工の確実性に資する事前調査方法の工夫 ⇒トンネル、改良
 - ②構造物の維持管理・長寿命化に資する設計上の工夫 ⇒トンネル、改良、PC
 - ③点検・補修の効率化に資する設計上の工夫 ⇒PC
 - ④周辺環境対策に資する施工上の工夫（指定テーマで求めない場合） ⇒トンネル、改良

※上記①～④から現場条件もしくは目的物に応じて1項目設定

また、概算費用は上限額を設けるものとし、上限額を超えた場合は技術向上提案について評価しない。

（概算予定金額の10%程度を目安として公告に記載）

・配点について

①【SⅠ型】指定2テーマ＋技術向上提案（1提案）

配点：34点

指定テーマ① 20点（4点×5提案）

指定テーマ② 10点（2点×5提案）

技術向上提案 4点（4点×1提案）

②【SⅡ型】指定1テーマ＋技術向上提案（1提案）

配点：36点

指定テーマ① 30点（6点×5提案）

技術向上提案 6点（6点×1提案）

提案例)トンネル

項目	提案事項	対策(案)	概算費用(百万円)
施工の確実性に資する事前調査			

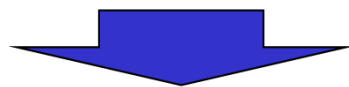


技術向上提案付加型（指定テーマ＋技術向上提案）の試行

- 技術向上提案の評価方法について
評価については以下の基準により行う。

配点	4点	6点	評価基準
<ul style="list-style-type: none"> 重要 	4点	6点	概算費用から見て将来的に標準仕様としていく検討に値するもの、もしくは当該工事の特殊性からと概算費用から見て特に優れた対策と考えられるもの
<ul style="list-style-type: none"> 概ね重要 	2点	3点	【重要】、【標準】及び【設定項目対象外】に合致しないもの
<ul style="list-style-type: none"> 標準 設定項目対象外 	0点	0点	<ul style="list-style-type: none"> 標準と同等程度以下で、追加で実施するほどではないもの 設定項目の分野外のもの

- 対策の履行について
提案した対策案に履行義務はない。
対策を実施するか否かは、第三者委員会に諮ったうえで決定する。
採択は以下の条件に合致した場合にのみ行う。
 - ア) **将来、他の工事においても標準的に摘要することとなる技術**
 - イ) **当該工事の現場条件の特殊性に適合した技術**



- 指定テーマは施工上の工夫であるが、技術向上提案は当初見込まれていない調査や目的物の設計上の工夫を求めるもので、当該工事の仕様に関わるものである。
- 従って、将来的に標準仕様にしていくもの、もしくは当該工事の特殊性に合致したものを採択するもので、実施する場合は当該工事に本来含むものとして費用負担を伴うものとする。
- 技術向上提案の評価は企業が入札する価格に直接関係するものではないことから、その結果は通知しない。